

国立大学法人東京学芸大学政府調達事務取扱細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

平成30年12月26日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

平成30年細則第5号

国立大学法人東京学芸大学政府調達事務取扱細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京学芸大学政府調達事務取扱細則(平成16年4月1日細則第11号)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学政府調達事務取扱細則の一部改正について

改正理由：政府調達協定の改正，関係規程等との整合性を図ること及び字句の修正に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第3条 〔省略〕</p> <p>〔参加のための条件〕</p> <p><u>第4条 契約担当役（会計規程第5条第1項に定める契約担当役をいう。以下同じ。）は，調達の要件を満たすために不可欠な場合には，関連する過去の経験を要求することができるが，関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。</u></p> <p>(競争参加者の資格に関する審査等)</p> <p>第5条 契約担当役は，特定調達契約の締結が見込まれるときは，契約事務取扱規則第6条第1項に規定する者を一般競争に参加する者に必要な資格（以下「一般競争参加資格」という。）を有する者として認めるものとする。</p> <p>2 指名競争に参加する者に必要な資格（以下「指名競争参加資格」という。）については，前項の規定を準用するものとする。</p> <p>(一般競争の公告)</p> <p>第6条 契約担当役は，特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは，その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し，その最初の契約に係る入札の公告において，その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には，当該その後の契約については，その定めた期日まで）に官報により公告しなければならない。ただし，急を要する場合には，その期間を10日までに短縮することができる。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>(一般競争について公告をする事項)</p> <p>第7条 前条の規定による公告は，次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 競争入札に付する事項 (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項 (3) 契約条項を示す場所 (4) 競争を執行する場所及び日時 (5) 入札保証金に関する事項 (6) 一連の調達契約にあつては，当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後に 	<p>〔省略〕</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第3条 〔省略〕</p> <p>(競争参加者の資格に関する審査等)</p> <p>第4条 契約担当役（会計規程第5条第1項に定める契約担当役をいう。以下同じ。）は，特定調達契約の締結が見込まれるときは，契約事務取扱規則第6条第1項に規定する者を一般競争に参加する者に必要な資格（以下「一般競争参加資格」という。）を有する者として認めるものとする。</p> <p>2 指名競争に参加する者に必要な資格（以下「指名競争参加資格」という。）については，前項の規定を準用するものとする。</p> <p>(一般競争の公告)</p> <p>第5条 契約担当役は，特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは，その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し，その最初の契約に係る入札の公告において，その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には，当該その後の契約については，その定めた期日まで）に官報により公告しなければならない。ただし，急を要する場合には，その期間を10日までに短縮することができる。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>(一般競争について公告をする事項)</p> <p>第6条 前条の規定による公告は，次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 競争入札に付する事項 (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項 (3) 契約条項を示す場所 (4) 競争を執行する場所及び日時 (5) 入札保証金に関する事項 (6) 一連の調達契約にあつては，当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後に

において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

- (7) 契約事務取扱規則第7条に規定する申請の時期及び場所
- (8) 第12条に規定する文書の交付に関する事項
- (9) 落札者の決定の方法

2 契約担当役は、前項の公告において、当該広告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

3 契約担当役は、第1項の規定による公告において、契約担当役の氏名及びその所属する国立大学法人の名称並びに契約の手続きにおいて使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。

- (1) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 入札期日又は申請の時期
- (3) 契約担当役の氏名及びその所属する国立大学法人の名称
(指名競争の公示等)

第8条 契約担当役は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第6条第1項の規定の例により、公示をしなければならない。

2 前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公示をするものとされている事項のほか、会計規程第30条第2項の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件についても行うものとする。

3 前項の基準により指名される競争参加者に対しては、前条第1項第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項を第1項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。

4 前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 一連の調達契約にあっては、前条第1項第6号に掲げる事項
- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語

(公告又は公示に係る一般競争入札又は指名競争に参加しようとする者の取扱い)

第9条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において前条第1項の規定による公示をした後に、当該公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から一般競争参加資格又は指名競争参加資格について申請があったときは、契約事務取扱規則第6条第1項に規定する競争参加資格を得よう指示するものとする。

2 契約担当役は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定により、指名競争参加資格を得た者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、第8条第3項に規定

において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

- (7) 契約事務取扱規則第6条第1項に規定する申請の時期及び場所
- (8) 第10条に規定する文書の交付に関する事項
- (9) 落札者の決定の方法

2 契約担当役は、前項の公告において、当該広告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

3 契約担当役は、第1項の規定による公告において、契約担当役の氏名及びその所属する国立大学法人の名称並びに契約の手続きにおいて使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。

- (1) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 入札期日又は申請の時期
- (3) 契約担当役の氏名及びその所属する国立大学法人の名称
(指名競争の公示等)

第7条 契約担当役は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第5条第1項の規定の例により、公示をしなければならない。

2 前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公示をするものとされている事項のほか、会計規程第30条第2項の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件についても行うものとする。

3 前項の基準により指名される競争参加者に対しては、前条第1項第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項を第1項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。

4 前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 一連の調達契約にあっては、前条第1項第六号に掲げる事項
- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語

(公告又は公示に係る一般競争入札又は指名競争に参加しようとする者の取扱い)

第8条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において前条第1項の規定による公示をした後に、当該公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から一般競争参加資格又は指名競争参加資格について申請があったときは、契約事務取扱規則第6条第1項に規定する競争参加資格を得よう指示するものとする。

2 契約担当役は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定により、指名競争参加資格を得た者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、第7条第3項に規定

する事項及び第4項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

3 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者からの入札書が第1項の規定による競争参加資格を得る前に提出された場合においては、その者が開札のときにおいて、一般競争の場合にあつては第7条第1項第2号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有することを認められることを、指名競争の場合にあつては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

4 契約担当役は、第1項の資格審査の申請があつた場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

(郵便等による入札)

第10条 [省略]

(技術仕様)

第11条 契約担当役が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次の各号に掲げる要件を確保しなければならない。

(1) 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。

(2) 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。

2 契約担当役は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

(入札説明書の交付)

第12条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次の各号に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

(1) 第7条又は第8条第2項の規定により公告又は公示をするものとされている事項(ただし、第7条第1項第8号に掲げる事項を除く。)

(2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細

(3) 開札に立ち会う者に関する事項

(4) 契約担当役の氏名並びにその所属する国立大学法人の名称及び所在地

(5) 契約の手続において使用する言語

(6) 契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項

(7) その他必要な事項

(落札)

する事項及び第4項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

3 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者からの入札書が第1項の規定による競争参加資格を得る前に提出された場合においては、その者が開札のときにおいて、一般競争の場合にあつては第6条第1項第2号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有することを認められることを、指名競争の場合にあつては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

(郵便等による入札)

第9条 [省略]

(入札説明書の交付)

第10条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次の各号に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

(1) 第6条又は第7条第2項の規定により公告又は公示をするものとされている事項(ただし、第6条第1項第8号に掲げる事項を除く。)

(2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細

(3) 開札に立ち会う者に関する事項

(4) 契約担当役の氏名並びにその所属する国立大学法人の名称及び所在地

(5) 契約の手続において使用する言語

(6) 契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項

(7) その他必要な事項

第13条 契約担当役は、他の入札書に記載された価格よりも著しく低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した競争参加者に確認を求めることができる。

(随意契約によることができる場合)

第14条 特定調達契約については、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するとき
に限り、随意契約によることができる。

(1)～(5) 〔省略〕

(6) 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して、当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約を第5条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第7条の公告又は第8条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

(7)・(8) 〔省略〕

(落札者の決定に関する通知等)

第15条 〔省略〕

2 契約担当役は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その翌日から起算して72日以内に、次の各号に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

(1)～(6) 〔省略〕

(7) 一般競争又は指名競争に付すこととした場合には、第7条の規定による公告又は第8条の規定による公示を行った日

(8)・(9) 〔省略〕

(一般競争又は指名競争に関する記録)

第16条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手續において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管するものとする。

(1)～(4) 〔省略〕

(5) 第9条第4項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項

(6) 〔省略〕

(随意契約に関する記録)

(随意契約によることができる場合)

第11条 特定調達契約については、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するとき
に限り、随意契約によることができる。

(1)～(5) 〔省略〕

(6) 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して、当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約を第4条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第6条の公告又は第7条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

(7)・(8) 〔省略〕

(落札者の決定に関する通知等)

第12条 〔省略〕

2 契約担当役は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その翌日から起算して72日以内に、次の各号に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

(1)～(6) 〔省略〕

(7) 一般競争又は指名競争に付すこととした場合には、第6条の規定による公告又は第7条の規定による公示を行った日

(8)・(9) 〔省略〕

(一般競争又は指名競争に関する記録)

第13条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手續において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管するものとする。

(1)～(4) 〔省略〕

(5) 第8条第4項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項

(6) 〔省略〕

(随意契約に関する記録)

第17条 〔省略〕

(苦情の処理)

第18条 〔省略〕

(特定調達契約に関する統計)

第19条 〔省略〕

(雑則)

第20条 〔省略〕

附 則

1 この細則は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる日から施行する。

2 この細則は、この細則の施行の前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

第14条 〔省略〕

(苦情の処理)

第15条 〔省略〕

(特定調達契約に関する統計)

第16条 〔省略〕

(雑則)

第17条 〔省略〕